

障がい者自立支援協議会再編のポイント及びプロジェクトの内容について

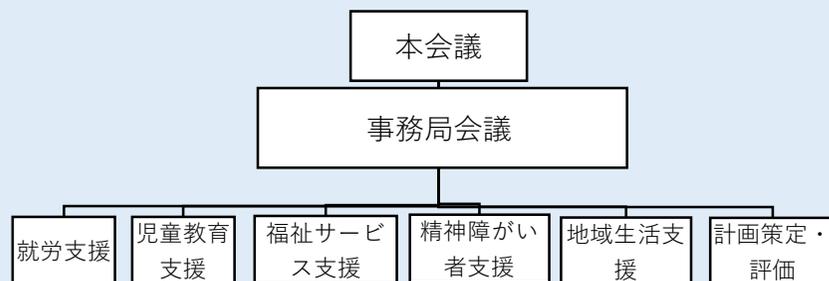
現状及び課題

- 分野別の部会編成であるため、障がいのある人のライフステージの横断的な支援について考える場がない。
- 部会に振り分けられた課題（重点項目）が大きすぎて検討がしづらい。
- 部会のほか作業部会も開かれ、一部の部会員の負担が大きい。
- 一部の部会が形骸化し、実動していない。

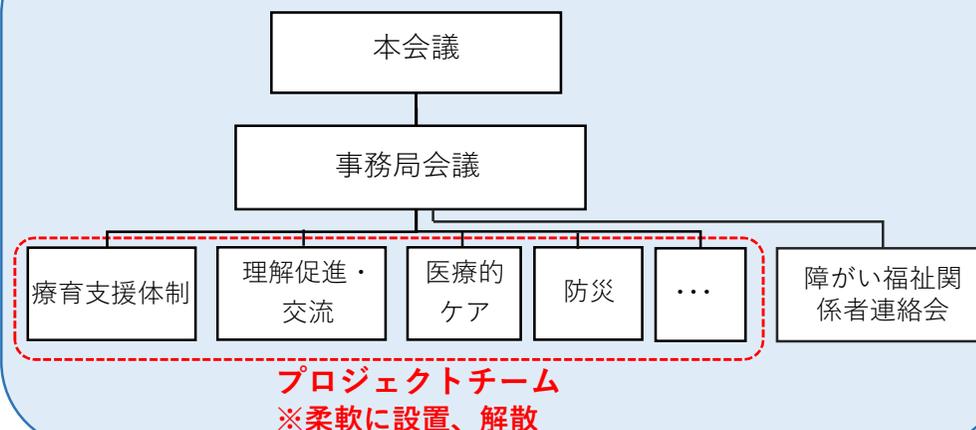
今後の取組

- （仮称）障がい福祉関係者連絡会の設置による関係者間の交流、連携の強化
→幅広い関係者が一同に集まり、情報共有、学習、交流、意見交換等を行う機会を設けることにより、事業所をはじめとする関係者間の交流、連携の強化を図る。
- プロジェクトチームの設置による課題解決力の向上
→これまでの領域に応じた部会設置ではなく、課題解決型のプロジェクトチームの設置とし、目標とゴールを明確にして進めることにより課題解決力の向上を図る。

令和2年度までの体系



令和3年度以降の新体系



【療育支援体制整備】プロジェクト

主な関連施策

重点項目 2, 3

設置期間

～令和 3 年度末

1 本プロジェクトの目標

- (1) 発達が気になる児童とその保護者が、必要な時期に適切な相談や支援が受けられる体制が整っている。
- (2) ライフステージによって変化する関係機関が密に連携し、出生から就園、就学、就労と切れ目のない支援体制が整っている。

2 プロジェクト化する意義

こどもの発達相談室を設置し、出生から就園、就学、就労へと切れ目のない支援体制を整備することで、支援が必要な児童について地域社会への参加を促進することができる。

3 内容

- (1) こどもの発達相談室を中心とした療育支援体制
- (2) 障がい児に係る地域課題の検討

【事前の確認事項】

- ・ 障がい児や発達が気になる児童について、各部署の情報取得状況、連携の流れの整理
- ・ 対象児童数

4 構成員案

市（健康推進課、教育総務課）、（必要に応じて）家族会、障害児通所支援事業所、学識経験者、幼稚園、児童養護施設、医療関係者、事務局（子ども家庭課、基幹相談支援センター）等

【理解促進・交流】プロジェクト

主な関連施策

重点項目 5

設置期間

～令和 3 年度末

1 本プロジェクトの目標

- (1) 障がいのある人の暮らしについて、市民の理解が向上する。
- (2) 障がいのある人の地域参加、地域交流の機会がある。
- (3) 障がい福祉に関し、市民にわかりやすくかつ継続的に情報発信ができています。
- (4) 障がい者及びその家族等が、サービス等支援が必要なとき、必要な情報を適切に取得できる。

2 プロジェクト化する意義

理解促進や交流に関する取組方法は多様であるため、サービス提供事業所職員のほか、当事者やその家族等、多様な主体で検討することによって、より地域生活に即した取組を実践することができる。

3 内容

- ①障がい福祉に関する市民の理解向上のための方策検討
- ②（PTで可能な範囲の）情報発信の対象、内容、方法の検討・実践
- ③（障がいのある人とない人の）交流機会の検討・実践

【事前の確認事項】

- ・既存のアンケート結果等から関連情報（市民の障がい、障がい者への理解不足、差別、偏見、障がい者の情報取得状況等）の整理
- ・現在の情報発信媒体、内容、交流機会の有無等の確認

4 構成員案

各障害福祉サービス等提供事業所、相談支援事業所、保健・医療関係者、家族会、当事者、事務局（福祉課、基幹相談支援センター）等

【医療的ケアが必要な人への支援体制整備】プロジェクト

主な関連施策

重点項目 6

設置期間

～令和 3 年度末

1 本プロジェクトの目標

- (1) 医療的ケアが必要な人を把握し、適切な支援につなげる。
- (2) 医療的ケアが必要な人が抱える課題が明確になり、支援に向けた体制を整備する。
- (3) 医療的ケアが必要な人やその暮らしについての認知が広がる。

2 プロジェクト化する意義

医療的ケアが必要な人の範囲について、関係者で共通認識を持つことによって、支援が必要な人を的確に把握し、今後起こりうる課題について早期に対応できるよう準備ができる。また、プロジェクト化することにより、市民に医療的ケアが必要な人やその暮らしについての認知が広がることが期待できる。

3 内容

- ①医療的ケアの内容定義（国が今後作成する定義を踏まえた市の範囲）
- ②内容定義を踏まえた支援レベルの整理
- ③医療的ケアが必要な人（支援対象者）の把握
- ④支援対象者の支援の状況確認、課題抽出
（本人・家族へのヒアリングを予定）

【事前の確認事項】

- ①国の動向
- ②医療的ケアが必要な人の人数、社会資源、支援制度等の現状把握及びこれまでの課題の整理

4 構成員案

市（子ども家庭課、健康推進課）、（必要に応じて）ヘルパー等事業所等、医療機関、事務局（福祉課、障がい者基幹相談支援センター）

【防災】プロジェクト

主な関連施策

重点項目 7

設置期間

～令和 3 年度末

1 本プロジェクトの目標

- (1) 事業所ごとの避難方法・備蓄・設備が整理され、災害時の各事業所の対応・連絡体制が整っている。
- (2) 市内・近郊の資源（福祉用具・非常電源）の情報や医療機関などの情報を整理する。
- (3) 障がいのある人が自助の意識を持ち、自身の特性、配慮してほしいことを伝えられる。

2 プロジェクト化する意義

障がいのある人が通所等する事業所にいるときに発災する可能性もあり、事業所の対応について確認しておく必要性は高い。加えて、普段接している利用者に対し、事業所から「自助」の働きかけを行うことにより、重層的なセーフティネットづくりを進める。

3 内容

- ① 現状の整理、共有（事業所における対応（人員体制、備蓄、連絡体制、避難方法など）
- ②（事業所の利用者のうち）要支援者となる対象、支援方法、仕組みの検討
- ③ 障がい者の自助への意識向上に向けた取組検討

【事前の確認事項】

現状の確認

- ①各事業所の備蓄内容、設備（補助電源など）
- ②各事業所の対応（連絡体制・避難方法等）

4 構成員案

サービス提供事業所、（必要に応じて）市安心安全課、社会福祉協議会、事務局（福祉課、障がい者基幹相談支援センター）

(参考) 現行部会の活動等の移行について

現部会名	取り扱ってきた課題、テーマ	再編後の検討、実施 (担当課)	備考
児童教育支援	療育支援体制の検討	療育支援体制P T (子ども家庭課・福祉課)	
	医療的ケア児の対応についての検討 (重症心身障がい児を含む)	医療的ケアが必要な人への支援体制整備P T (福祉課・子ども家庭課)	
	①児童発達支援センター ②こどもの発達相談室の設置について	①指定管理事業者が運営 ②施策事業 (子ども家庭課)	事業化済みのため、市において実施
	事業所向け研修会 (救急法、他事業所の取組等) の実施	事業所同士の意見交換等 (交流会) の場	必要に応じて実施
就労支援	農福連携の方策検討	施策事業 (福祉課)	必要に応じて実施
	就労支援コーディネート事業	基幹相談支援センターへの委託事業による実施 (福祉課)	
	就労体験事業	施策事業 (福祉課)	事業化済みのため、市において実施。
	ながふく商店の実施	施策事業 (福祉課)	事業化済みのため、現行の事業者ネットワークにおいて実施
	共同受注窓口の設置	施策事業 (福祉課)	
	事業所説明会	基幹相談支援センターへの委託事業による実施 (予定) (福祉課)	R2年度から実施方法を変更 (コロナで中止)、引き続き実施
	(保護者向け) 進路説明会	施策事業 (子ども家庭課)	R2年度から実施方法を変更 (コロナで中止)、引き続き実施
	民間企業からの仕事募集	施策事業 (福祉課)	R2年度ちらしを企業に配布済。必要に応じて実施。

現部会名	取り扱ってきた課題、テーマ	再編後の検討、実施 (担当課)	備考
福祉サービス支援	グループホームの充足に向けた検討	施策事業（福祉課）	引き続き、事業者に対し、補助金等の情報提供を行っていく。
	障がい者地域生活体験訓練事業の企画	施策事業（福祉課）	事業化済みのため、現行の事業者ネットワークにおいて実施
	移動支援事業従事者研修の企画	施策事業（福祉課）	事業化済みのため、現行の事業者ネットワークにおいて実施
精神障がい者支援部会	ピアサポート	理解促進・交流PTにて検討、実施（福祉課・子ども家庭課） ※精神障がい者支援に限らない。	ピアサポートは、コロナで中止となったため、精神障がい者に対しアンケートを実施し、生活状況を確認し、課題を抽出。
	当事者及び家族への支援		
計画策定・評価部会	障がい者福祉計画等の策定	別途、計画策定委員会を設置予定（R4年度）	
	障がい者福祉計画等の評価	本会議にて実施（福祉課・子ども家庭課）	